

掲示第107号

## 保税蔵置場の許可について

関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年12月5日

大阪税関長　日置重人

記

1 許可を受けた者の名称及び住所

インターナショナル・カーゴ・サービス株式会社  
東京都大田区羽田空港3丁目5番5号

2 保税蔵置場の名称及び所在地

インターナショナル・カーゴ・サービス株式会社　関西空港  
大阪府泉南市泉州空港南1番地

3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積

鉄骨造4階建  
1棟　15平方メートル

4 蔵置貨物の種類

仮陸揚貨物

5 許可の期間

自　　令和7年12月10日  
至　　令和13年11月30日